

浜 松 市 告 示 第 5 1 1 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年9月9日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年9月9日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月9日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	三和13号線	浜松市中央区三和町143番3	前	最小 2.30m ～ 最大 2.50m	12.82m
			後	最小 3.15m ～ 最大 3.25m	

浜松市告示第 5 1 1 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 9 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 9 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 9 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	中島 20 号線	浜松市中央区中島二丁目 939 番 4 から 浜松市中央区中島二丁目 930 番 3 まで	前	最小 2.08m ～ 最大 2.22m	24.24m
			後	最小 3.04m ～ 最大 5.27m	

浜松市告示第 5 1 1 号の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 9 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 9 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 9 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	茄子 2 号線	浜松市中央区茄子町 119 番 6 から 浜松市中央区茄子町 119 番 5 まで	前	最小 3.31m ～ 最大 3.32m	18.02m
			後	最小 3.66m ～ 最大 3.66m	

浜松市告示第511号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年9月9日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年9月9日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月9日

浜松市長 中野祐介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	三組6号線	浜松市中央区鴨江四丁目200番3	前	最小 3.30m ～ 最大 3.66m	7.54m
			後	最小 3.65m ～ 最大 3.83m	

浜松市告示第 5 1 1 号の 5

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 9 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 9 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 9 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	高塚 10 号線	浜松市中央区高塚町 406 番 2	前	最小 3.66m ～ 最大 3.67m	7.65m
			後	最小 3.83m ～ 最大 3.83m	

浜松市告示第 5 1 1 号の 6

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 9 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 9 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 9 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	新橋 10 号線	浜松市中央区新橋町 1245 番地内	前	最小 3.00m ～ 最大 3.60m	31.60m
			後	最小 3.80m ～ 最大 3.92m	